

九州女子大学・九州女子短期大学における公的研究費の不正防止等に関する基本方針

平成 27 年 4 月 1 日
学 長 裁 定
令和 3 年 11 月 11 日
改 正

1. 趣旨

この基本方針は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正、および令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から九州女子大学及び九州女子短期大学（以下「本学」という。）に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）について、不正使用を防止し、適正に運営・管理することを目的として、以下のとおり基本方針を定めるものである。

2. 不正使用防止に関する本学の責任体制の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、本学の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を本学内外に周知・公表する。

(1) 学長は、「最高管理責任者」として公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するための必要な措置を講ずる。また、公的研究費の不正が出来ない組織風土形成のために、コンプライアンス教育のさらなる充実と継続的な啓発活動に努める。

(2) 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を置き、九州女子大学においては学長特別補佐をもって充てる。また、九州女子短期大学においては副学長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止計画を策定し実施すると同時に、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて構成員の意識向上と浸透を図り、大学全体で不正を防止する風土を形成するための総合的な取組を実施し、その実施状況を確認して最高管理責任者に報告する。

(3) 統括管理責任者の下に、本学の公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を置き、事務局長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行う。

① 具体的な不正防止対策を実施し、実施状況を確認して統括管理責任者に報告すること。

② 本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、不正防止対策の理解と促進を目的として、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

③ 不正防止対策に向けた意識の向上と浸透を目的とし、啓発活動を実施すること。

④ 本学の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(4) コンプライアンス推進責任者の下に、コンプライアンス教育、啓発活動を補完する意識啓発及び適切な事務処理を補完する者として、「コンプライアンス推進副責任者」を置き、学科長並びに総務課長をもって充てる。

(5) 「防止計画推進部署」を総務課とし、最高管理責任者が策定した基本方針に基づき、統括管理責任者の下に不正防止計画の策定・実施及び実施状況を確認する。

3. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備
 - (1) ルールの明確化・統一化
公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。
 - (2) 職務権限の明確化
公的研究費の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。
 - (3) 関係者の意識向上
公的研究費の運営・管理に関して全ての構成員に本学の不正使用防止に関するルール等のコンプライアンス教育・啓発活動を実施し、意識の向上を図る。
4. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
最高管理責任者の下、防止計画推進部署は、学園内部監査室との情報共有及び関係各課の協力を得て、次の業務を行う。
 - ①公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - ②行動規範の策定等に関すること。
 - ③その他不正防止計画の推進にあたり必要な事項。
5. 公的研究費の適正な運営・管理活動
 - (1) 公的研究費に係る取引実績を有する業者及び新たに取引を開始する業者に対して、不正な取引等に関与しない旨の誓約書の提出を求める。
 - (2) 公的研究費に関わる全ての構成員から、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。
 - (3) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分に関しては、「福原学園調達等契約事務規程」に準ずる。
 - (4) 研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行なうとともに、必要に応じ改善を求める。
 - (5) 発注・検収業務については、当事者以外によるチェックが有効に機能する体制を強化する。
 - (6) 公的研究費による出張時の勤務状況を把握するため、出張先で用務を行ったことが確認できる書類や宿泊を証する書類を必要に応じて求める。
6. 情報発信・共有化の推進
公的研究費の執行やルールの相談は、総務課が受け付け、必要に応じ配分機関に確認のうえ、結果を公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に情報共有を行う。
また、公的研究費の不正行為等に関する通報（告発）・相談対応のために通報（告発）・相談窓口を設置し、担当を総務課長とする。

通報（告発）・相談窓口
九州女子大学・九州女子短期大学 TEL : 093-693-3116
FAX : 093-692-3245
メール : soumuka-kw@fains.jp
7. モニタリングの在り方
公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。